

参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成21年10月13日(火)		
場所	参議院第二別館東棟4階 記録部・国際部会議室		
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(東京都監査委員・公認会計士)	
	委員	阿部 哲((財)日本国際協力システム 契約審査室室長)	
	委員	水田 健輔(国立大学財務・経営センター研究部教授)	
審査対象期間	平成21年4月1日(水)～平成21年6月30日(火)		
抽出案件	4件		
一般競争入札	3件	契約件名	本館外部建具(東側)改修その他工事一式
		契約相手方	松井建設株式会社
		契約金額	206,325,000円
		契約締結日	平成21年4月10日
		契約件名	麴町議員宿舎南棟議員室改修その他設計業務一式
		契約相手方	株式会社日永設計
		契約金額	5,250,000円
		契約締結日	平成21年6月18日
		契約件名	参議院インターネット審議中継システム一式
		契約相手方	東日本電信電話株式会社
		契約金額	1,186,500,000円
		契約締結日	平成21年4月1日
随意契約	1件	契約件名	熱画像計測装置一式購入
		契約相手方	中央理化工業株式会社
		契約金額	10,514,427円
		契約締結日	平成21年5月19日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回 答
<p>1. 報告事項</p> <p>入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>指名停止の運用状況について 3ヶ月の指名停止 1社</p> <p>談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>A【本館外部建具（東側）改修その他工事一式（一般競争入札（総合評価落札方式）：工事）】</p> <p>①結果的に1者入札になったが、その理由についてどう分析しているか。</p> <p>②国会の会期延長等による影響は、本工事にもあったのか。</p> <p>③1者応募・1者応札を回避するために、今後どのような措置を考えているか。</p> <p>B【麴町議員宿舎南棟議員室改修その他設計業務一式（一般競争入札（最低価格落札方式）：役務）】</p>	<p>本工事と同種の工事が平成18年度から行われているが、昨年度までに行われた入札には複数の者が応札している。しかし、本年度の入札参加者は、昨年度の落札者のみであった。個々の業者には当たってはいるが、いずれも前年度までの落札価格等内容をすべて承知した上での不参加ではないか考える。また、国会の会期等による日程上の制約も一因ではないかと思われる。</p> <p>今回は、通常国会の会期延長、解散、総選挙があったため、その都度工事日程の調整が必要となった。</p> <p>現在検討中であるが、一つの方策として、公示期間を現状より長くすることを考えている。</p>

①落札率が39.3%となっているが、これは適正な落札であると考えているか。

入札には5者の参加があり、うち3者については、本院が定める低入札価格調査基準価格を下回る結果となった。最低価格で入札した者に対して、その価格により入札した理由、企業の経営状況等の調査を行った結果、当該契約に適合した履行がされない恐れはないと判断したため、当該入札者を落札者と決定した。

②当該入札者の経営状況については、どのような調査を行ったのか。

過去3年分の決算報告書の提出を求めた。

③本契約については、再委託が可能か。
また、可能であるならば、契約書等にその旨の記載はあるのか。

契約書及び仕様書に、設計業務の主たる部分については、再委託を禁止する旨規定されている。ただし、再委託が禁止されていないもののうち、建築意匠の部分については、協力事務所等が担当することを確認している。

C【熱画像計測装置一式購入（随意契約（単純）：購入）】

①新型インフルエンザの流行に対処するため、本装置を緊急に随意契約により調達する必要があったのは理解できるが、如何なる理由で当該メーカーの製品に決定したのか。

参議院の機能を維持するため、本装置を直ちに調達する必要があった。当該メーカーの当該製品は、本院が要求する機能のすべてを満たし、かつ、即時納品が可能な唯一のものであったため、直ちに随意契約を締結し、調達した。

D【参議院インターネット審議中継システム一式（一般競争入札（総合評価落札方式）：役務）】

①本案件について意見招請を行ったとのことであるが、意見招請はどのような場合に必要か。また、その手続はどのようなものか。

政府調達案件で、その金額が80万SDR、邦貨に換算すると本年度では約1億4千万円以上の案件については、仕様書の案が完成したことを公示し、意見を求めることとされている。その手続については、官報に意見招請に関する公示を行うこととなっている。

②招請した意見に対してどのような対応を取ったのか。

様々の意見が出されたが、採用できる提案については、本調達に用いる仕様書に反映させた。

③応募者の内の1者が、提案書の審査で本院が定める総合評価基準を満たしていないため不合格となったとのことであるが、その理由は何か。

総合評価基準は事前に明示され、それに基づいて総合評価が行われたが、当該者については、必須となる評価項目のうち、要件を満たしていない項目があったため、不合格となった。